

Natura &co

ナチュラ・アンド・コー サプライヤーグローバル行動規範

はじめに.....	2
行動規範.....	3
雇用慣行.....	4
従来の雇用関係.....	4
奴隷労働・強制労働.....	4
生活賃金.....	4
児童労働.....	5
勤務時間.....	5
ハラスメントおよび虐待.....	5
健康と安全の条件.....	6
結社および労働組合の自由.....	6
サステナビリティ.....	6
環境.....	6
動物実験.....	7
アクセスとメリットの共有.....	7
紛争鉱物.....	7
エシカルおよびインテグリティ.....	7
帳簿および会計記録.....	8
腐敗防止法の遵守.....	8
マネーロンダリング防止法の遵守.....	8
公正な競争.....	8
土地および不動産の権利.....	9
ギフト、贈答品およびその他のオファー.....	9
ナチュラ・アンド・コーとの関係.....	9
品質、コンプライアンス、対応.....	9
利益相反.....	9
下請けおよび責任ある調達.....	9
代理店・間接従業員.....	10
ナチュラ・アンド・コーの資産および資源の保存と適切な使用.....	10
ナチュラ・アンド・コーのブランドおよび知的財産.....	10
ナチュラ・アンド・コーの情報およびデータ保護.....	10
利害関係者の関与.....	11
モニタリングと報告.....	11
本規範に関する研修.....	12

Natura &co

ナチュラ・アンド・コーエシカル・ホットライン.....	12
同意・コミットメントの条件.....	12

Natura &co

はじめに

ナチュラ・アンド・コーでは、美と人間関係を刺激することがより良い生活とビジネスを実現すると信じています。

私たちは、エイボン（Avon）、ナチュラ（Natura）、ザ・ボディショップ（The Body Shop）という 4 つのパーパスドリブンであるグローバルビューティブランドの本拠地、そして世界最大の B コーポレーション（B-Corp）認証企業の 1 つとして、100 か国以上において 35,000 人を超える従業員のグローバルエコシステムであることを誇りに思っています。私たちは、顧客とのリレーションシップやマルチチャネルからのアプローチ、ダイレクトネットワークにフォーカスし、世界中で 800 万人を超えるコンサルタントおよび販売員、4,000 を超える店舗、複数の e コマースサイトを通して 2 億人以上の顧客に製品を提供しています。私たちは集合体として経済的、社会的、環境的にプラスの影響を促進して世界で最高のビューティ企業になるため革新に挑みました。

当社の 2030 年のサステナビリティビジョン「コミットメント・トゥ・ライフ」（「[Commitment To Life](#)」）は、世界で最も差し迫った気候変動の危機やアマゾンの保護の問題、人々の平等とインクルージョンの保証、循環と再生に向けたビジネスのシフトなど、私たちの行動を強化するため、今後 10 年間の大胆な目標を設定します。ナチュラ・アンド・コーは、そのリレーションネットワーク全体において倫理的で、透明性や誠実さをもって業務を遂行し、同じ価値観とコミットメントを共有するサプライヤーやナチュラ・アンド・コーのために活動するエージェントと協力しあい、社会のおよび環境へのプラスの影響を与える公約を実現するように努めます。そのリレーションネットワーク全体において倫理的、透明性、誠実さをもって業務を遂行する同じ価値観とコミットメントを共有するサプライヤーやナチュラ・アンド・コーの名のもと活動するサプライヤーと協力しあう事を目指しています。

この規範は、地球全体や地域社会、そしてお互いに対するコミットメントを含めて、サプライヤーが遵守しなければならないポリシー、プロセス、および主要な行動について説明しています。これらのコミットメントは、私たちと世界中のすべてのステークホルダー（stakeholders）間にある強力かつ持続的な関係を支えており、それらを遵守することにより、ナチュラ・アンド・コーが将来の世代において繁栄し続けることを保証します。

行動規範

本文書は、国連（UN）の人権宣言（United Nations (UN) Universal Declaration of Human Rights)¹や、ビジネスと人権に関する指導原則(United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights)²、国際労働機関（ILO）の労働における基本的原則と権利に関するILO宣言（International Labour Organisation (ILO) Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work)³、多国籍企業に関するILO宣言（ILO Declaration on Multi-National Enterprises）⁴、倫理的貿易イニシアチブの基本コード（Ethical Trading Initiative Base Code）⁵、国連グローバル・コンパクト（United Nations Global Compact）⁶、および名古屋議定書（Nagoya Protocol）⁷など、国際的に認められた基準とフレームワークから抜粋されました。ナチュラ・アンド・コーおよびサプライヤー間において良好なビジネス関係を形成する基礎となるものです。

本サプライヤー行動規範（以下「規範」という）は、当社サプライヤーの行動に関する最低基準を定めるもので、サービスプロバイダー、メーカー、ストックカー、原材料・原料のサプライヤー、完成品のサプライヤーを含むすべてのサプライヤー並びにサードパーティ、請負業者、コンサルタント、代理店、アドバイザー、ジョイントベンチャーパートナーやナチュラ・アンド・コーに代わって活動するエージェント等によって遵守されることが期待されます。本規範は、人権、現代奴隷制、雇用慣行、サステナビリティと環境責任、腐敗防止とマネーロンダリング、経済制裁、情報セキュリティおよびデータ保護などを含むがこれらに限定されることなく、国内法および国際法、規則、規制、および公的要件の遵守に対するナチュラ・アンド・コーの期待を定めています。

サプライヤーは、本規範とナチュラ・アンド・コーの責任ある調達方針に従って行動する必要があります。

ナチュラ・アンド・コーは、倫理的にビジネスを行い、サプライチェーンにおける許容可能な労働条件と環境上のベストプラクティスを確保することに強く取り組んでいます。ナチュラ・アンド・コーの目標は、サプライヤー評価プログラムを通じて、積極的な関与および継続的な改善のプロセスを採用することにより、コンプライアンスを超越することです。また、労働条件および環境パフォーマンスに前向きな変化をもたらしたいと考えています。

そして、私たちは、サプライヤーが透明性と誠実さをもって事業を遂行し、最高水準の倫理的行動と環境慣行に取り組むことを期待されます。

当社が発表したコミットメント・トゥ・ライフ（Commitment to Life）の目標を達成するために、私たちは、当社のサプライヤーが気候変動や生物多様性の喪失に対処するにあたり、科学に基づく目標アプローチに沿っていることが望まれます。当社のサプライヤーには、人権の観点から、ビジネスと人権に関する国連指導原則に沿ったデューデリジェンスのアプローチを採用することが望まれます。当社のサプライヤーには、循環と再生の観点から、循環経済にたいしてエレンマッカーサー財団⁸の循環型経済のアプローチに沿っていることが望まれます。

ナチュラ・アンド・コーは、いかなる形であれ腐敗や人権侵害を容認しません。本規範で定められた原則の違反があった場合、直ちに当該サプライヤーとの取引関係の見直しを基本としており、取引終了につながる可能性があります。

¹ https://www.ohchr.org/EN/UDHR/Documents/UDHR_Translations/eng.pdf

² https://www.ohchr.org/documents/publications/guidingprinciplesbusinessshr_en.pdf

³ <https://www.ilo.org/declaration/lang-en/index.htm>

⁴ <https://www.ilo.org/empent/areas/mne-declaration/lang-en/index.htm>

⁵ <https://www.ethicaltrade.org/eti-base-code>

⁶ <https://www.unglobalcompact.org/>

⁷ <https://www.cbd.int/abs/>

⁸ <https://ellenmacarthurfoundation.org/>

Natura &co

当社のサプライヤーには、本規範の原則を自社のサプライヤーに取り込み、モニタリングし、本規範の要件またはその他の契約条件が、サブサプライヤーや下請け業者、在宅労働者、臨時の作業代理店等を含むサプライチェーン全体に適用されることを保証することが期待されます。

本規範の詳細については、ナチュラ・アンド・コーにおいて貴社を担当する業務連絡先または、当社エシカル・ホットラインにご連絡ください⁹。

雇用慣行

以下の要件は、正社員、派遣社員、直接雇用、委託雇用を問わず、すべての労働者に関してサプライヤーが満たすべき最低限の雇用基準および慣行を示すものです。具体的な要件は、関連する会社の方針、「倫理的および持続可能な貿易憲章」またはその他同等のイニシアチブ、および「倫理的取引イニシアチブの基本コード」（「ETI 基本コード」）（“ETI Base Code”）¹⁰にて詳しく説明されています。したがって、「労働者」とは、（1）雇用契約、または（2）個人的に相手方のために仕事をし、または相手方にサービスを提供することを請け負う他の当事者との契約（ただし、相手方がその個人が行う職業または事業のクライアントまたは顧客である契約を除く）に基づいて働くすべての個人を指します。

サプライヤーは、適用されるすべての国内法および国際人権基準、ならびにそれらが事業を行う法域における現代奴隷制に関する規制を遵守することが期待されます。国内法が国際人権基準または本規範に定められた基準と一致しない場合は、より高い基準が適用されます。たとえば、法律と倫理取引イニシアチブ基本コード（ETI 基本コード）が同じ問題に対処する場合、サプライヤーは従業員をより強力に保護する規定を適用することが期待されます。

サプライヤーは、労働条件を管理するための明確な方針と管理システムを備えているものとします。これらには、限定されることなく、雇用、クレーム管理、退職、キャリア開発が含まれます。

従来の雇用関係

サプライヤーは、従業員に対し、自身の自由選択による雇用の法的条件や契約条件等に関する情報を書面および理解しやすい形で提供するものとします。従来の雇用関係から生じる労働法または社会保障法および規制に基づく従業員への義務は、委託契約や下請けまたは在宅勤務形態の使用、また、実際にスキルを与えたり、従来の雇用関係を提供したりする意図がない実習制度などを通じて回避してはなりません。また、有期雇用契約の過度の使用も同様とします。

奴隷労働・強制労働

強制的、拘束的、非自発的な労働、またはその他の形態の非自発的な労働は固く禁じられています。従業員には雇用契約形態を選択する権利があり、サプライヤーは、現地の労働法で規定されている労働時間を超えて従業員を働かせるために、労働協約または団体協定を用いるなど、いかなる形であっても強制してはなりません。サプライヤーは、仕事を確保するために、従業員の身分証明書などを保管したり、従業員からお金やその他の「保証金」を受け取ったりしてはなりません。従業員は、就業日の終わりに自由に退勤することができ、退職を望む場合、合理的な通知をした上で退職できるものとします。

生活賃金

サプライヤーは、支払われる賃金と福利厚生が、少なくとも現地で適用される法的基準を満たし、従業員の基本的なニーズを満たし、裁量収入（国際的な生活賃金¹¹の参考文献にて参照可能）を提供するのに十分であることを保証するものとします。サプライヤーは、懲戒処分として給与の差し引き（減額）をしたり、仕事を確保するために賃金を差し押さえたりしてはならないものとします。

⁹ <https://secure.ethicspoint.com/domain/media/en/gui/25063/index.html>

¹⁰ <https://www.ethicaltrade.org/eti-base-code>

¹¹ 生活賃金ベンチマークの例：
<https://wageindicator.org/>

児童労働

ナチュラ・アンド・コーは、児童労働を一切容認しません。そのため、サプライヤーは現地の最低労働年齢に関する法律、規制、および基準を遵守するものとします。

サプライヤーは、

- (i) 現地の法律で許可されている場合及びサプライヤーが年少者の残業、夜間、または危険な状況で働くことを許可しない積極的な方針と措置を採用している場合に限り、年少者を雇うことができます。
- (ii) また、児童の直接的または間接的労働の発生した場合、児童の利益を最優先にし、「児童」でなくなるまで学校に通い、良質の教育を継続できるようにする方法で対処しなければならないものとします。

そのため：

「児童」とは、15歳未満の者のことです。ただし、現地の法律で就労または義務教育の最低年齢がそれ以上高く定められている場合、それを適用します。ただし、ILO条約 No.138 (Convenção nº 138 da OIT (ILO Convention No. 138))に基づく発展途上国の例外に従い、現地の最低年齢法が14歳に設定されている場合、低い方の年齢が適用されます。

「年少者」とは、上記で定義されている年齢を超えた、または、18歳未満の労働者のことです。

「児童労働」とは、上記で定義された年齢よりも若い児童または年少者による労働および、関連するILO基準 (ILO standards) の規定に準拠していない労働のことで、児童・年少者の教育を妨げるまたは、妨げる可能性のある労働、または児童・年少者の健康や身体的・メンタル的・スピリチュアル的、道徳的または社会的発達に有害な労働のことです。

勤務時間

労働時間の定時・残業時間は、すべての法律・規制、労働協約、および本規範の規定に準拠し、従業員の保護が強化されるものを提供するものとします。サプライヤーは従業員に残業を要求することなく、残業は任意で行われ、適用される法律および任意の合意に従い、特別料金¹²で支払われるものとします。

ハラスメントおよび虐待

サプライヤーは、常に尊厳と敬意を持って、従業員を平等に扱うものとします。したがって、サプライヤーは従業員がいかなる形態であっても、脅迫、身体的虐待または懲戒など、あらゆる形態のいじめまたは嫌がらせ（性的、身体的および言葉によるハラスメント、ジェンダーによる暴力やその他の形態の脅迫を含むがこれらに限定されない）を受けることを許してはいけないものとします。

偏見と差別

サプライヤーは、人種、カースト、出身国、宗教、年齢、退職、障害、性別、婚姻状況、性的指向、健康状態、妊娠、組合への加入または政治的所属に基づき、雇用、報酬、訓練、昇進または退職において、いかなる形態の差別も容認してはならないものとします。

サプライヤーは、性別に基づく平等と差別をなくす取り組みを促進し、勤務中すべての従業員を公平に扱い、人権を尊重・支援することに尽力しなければなりません。移民、女性、臨時および合法的な年少労働者を含むがこれらに限定されることなく、差別に対して最も脆弱な人々に特に注意を払うものとします。

苦情と是正

¹² **国際基準では、必要に応じて、通常の労働時間を週40時間に段階的に短縮することを推奨しています。時間の短縮に伴い、従業員の給与は削減されません。

Natura &co

サプライヤーは、従業員が脅迫や報復を恐れることなく職場での心配事や苦情を提起し解決するための、効果的でアクセスしやすい機密性の高いシステムを提供するものとします。従業員は、提起された苦情に応じて、期待できる是正措置を認識しておく必要があります。

健康と安全の条件

サプライヤーは、従業員に安全で衛生的な職場環境を提供するものとします。そのような環境を確保するため、サプライヤーは、作業の過程で発生する事故や怪我、職業病を防ぐ対策を積極的に講じる必要があります。これらの対策の中には、健康、火災、安全に関する教育・訓練の定期的実施および記録、廃棄物および化学物質の適切な管理や適切な個人用保護具の提供、施設が構造的に健全で法的な建築基準を満たし、火災やその他の安全上の問題やリスクがないことを確認するための定期的検査の実施、清潔なトイレ、飲用水、医療施設へのアクセスを確保するなどがありますが、これらに限定することなく、宿泊施設が提供される場合、清潔・安全で、従業員の基本的なニーズを満たさなければならないものとします。

結社および労働組合の自由

サプライヤーは、結社の自由と組合への加入に関連して適用される現地のすべての法律、規制、基準を遵守するものとします。サプライヤーは、組合活動に対してオープンな姿勢を取り、従業員が差別、ハラスメント、脅迫や報復を恐れることなく、自分の代表者を選んだり、代表者の職務を遂行したり、組合を結成して加入したり、団体交渉ができるようにするものとします。結社の自由と団体交渉の権利が法律によって制限されている場合、サプライヤーは、自由で独立した結社および交渉のため、並行手段の開発を促進し、妨げないことが奨励されます。

サステナビリティ

サプライヤーは、ナチュラ・アンド・コーの事業、人権、サステナビリティに関する方針を遵守するものとします。

以下の要件は、ナチュラ・アンド・コーが、サプライヤーが環境に関して満たすことを期待する最低限の慣行・基準を示しています。

環境

サプライヤーは、地域、国内、および国際的なすべての環境法および規制に準拠し、適用される法律や規制よりも厳しい場合は、その地域および/または国際基準への準拠を目指すものとします。サプライヤーは、環境への影響を積極的に削減しながら、運営に必要なすべての地域、国内、および国際的な許可を取得するものとします。

ナチュラ・アンド・コーは、サプライヤーが自社の事業とサプライチェーンにおいて積極的な対策を採用して組み込み、気候、森林、その他の生物多様性、自然生態系、動物並びに人間の生息地および構築された環境などを含む環境へのネガティブ影響を排除し、ポジティブな影響を達成することを強く推奨します。サプライヤーは、ナチュラ・アンド・コーのコミットメントに沿うため、例として、次のような行動を検討するものとします。

1. 科学的根拠に基づく目標を設定
2. エネルギー効率の改善および再生可能エネルギーの使用
3. 再生農業を含む責任ある農業慣行の実施
4. 原材料および完成品に含まれる炭素を削減する対策の実施

ポジティブな影響を見据えた対策の例として、固形廃棄物、産業廃棄物、化学廃棄物などの削減、エネルギー、材料、水などの消費量の削減、完成品の包装および輸送の影響の削減や廃水処理、さらに、リユース・リサイクル方針およびシステムの確立などがあります。

サプライヤーには、環境に配慮した方法での事業運営が期待され、ナチュラ・アンド・コーのコミットメント・トゥ・ライフの原則に沿ってナチュラ・アンド・コーが環境フットプリントをマッピングするのに役立つデータの提供やカーボンフットプリント (carbon footprint) を削減するソリューションの共同開発などのサ

Natura &co

ステナブルイ・ニシアチブに参加し、さらに、招待された場合、その他の主要な環境分野での取り組みに参加することが期待されます。

クリティカル・マテリアル

ナチュラ・アンド・コーは、2025 年までに、クリティカル・マテリアル（パーム、紙、綿、エタノール、マイカ、大豆）の 6 つのサプライチェーンのトータル・トレーサビリティおよび/または認証に取り組んでいます。クリティカル・マテリアルを含む完成品、原材料、その他の製品のサプライヤーは、ナチュラ・アンド・コーに請求された場合、正確なトレーサビリティと認証情報を提供し、自社の事業およびサプライチェーンにおいてクリティカル・マテリアルに適用されるサードパーティ認証基準の要件に準拠するものとします。

動物実験

ナチュラ・アンド・コーは、美容目的で動物実験が必要であるとは考えていません。

サプライヤーは、Cruelty Free International によって設定された要件に従い、化粧品での使用をサポートするために、自社またはそのサプライヤー、または下請け業者のいずれかによって製造・開発されたすべての、製品（つまり、完成品）および成分が動物でテストされていないことを保証するものとします。

私たちのサプライヤーには、動物を使用しない新しいアプローチや方法論 (New Approach Methodologies - NAMs) に投資し、採用することを推奨しています。

アクセスと利益の共有

サプライヤーは、先住民の知識または伝統的知識に由来する遺伝資源を使用した活動から生じる利益を公正かつ公平に共有することが奨励されています。該当する場合、サプライヤーは、関連する記録や合意書が有効であり、当該の知識を保有している個人やコミュニティが、法律によってその権利が与えられた利益を享受していることを確認するものとします。

紛争鉱物

私たちは、キャッシュライト、コロンバイト - タンタライト（コルタン）、金、鉄マンガン重石およびその派生物であるスズ、タンタル、タングステンなど、特定の「紛争鉱物」の取引により資金援助を受けているコンゴ民主共和国および隣接国における暴力および人権侵害の終結を支持します。この目的に沿い、私たちは米国証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission - SEC) の開示要件に準拠し、私たちは紛争鉱物に関して次の取り組みを行っています。

- 会社の製品に使用されているミネラルの供給源を特定するためのデューデリジェンス能力とプロセスの強化
- サプライチェーン内の紛争鉱物の前後追跡をする能力を時間とともに向上させる

私たちは通常、紛争鉱物を含み、鉱物を鉱山、製錬所や精製所から直接調達することではなく、これらの市場活動からいくつかの層が取り除かれています。そのため、サプライチェーンの改善を実施し、米国証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission - SEC) の開示義務を遵守する上で、サプライヤーの協力を期待しています。対象となるサプライヤーには、提供する製品に含まれる紛争鉱物の潜在的な使用と供給源に関する情報を提供するように要求します。該当する場合、サプライヤーは紛争鉱物に関連する独自の手順と方針を確立し、私たちが要求した場合、応じなければならないものとします。

エシカルおよびインテグリティ

サプライヤーは、透明性、インテグリティおよびエシカル行動の最高水準と慣行へのコミットメントをもって事業を遂行するものとします。

サプライヤーは、適用されるすべての国内・国際法、規制、基準を遵守するものとします。

以下の要件は、サプライヤーが満たすものとナチュラ・アンド・コーが期待する最低限の慣行と基準を示しています。

帳簿および会計記録

サプライヤーには、すべての資産・負債、エントリー、および実際のまたは潜在的な財務上の影響を伴うその他の経営活動がタイムリーかつ十分に詳細に記録され、正確かつ公正に帳簿、記録および会計に反映されるようにするための手順と内部統制を整備することが期待されます。すべての会計記録は、現地で適用される法定会計基準に従って維持するものとします。

腐敗防止法の遵守

ナチュラ・アンド・コーは、賄賂、横領、恐喝、ファシリテーション・ペイメントなど、あらゆる形態の公的および私的汚職に対してゼロトレランスポリシーを採用しています。

サプライヤーは、ブラジルの企業腐敗防止法または汚職防止法を含み、これらに限定されることなく、英国贈収賄禁止法(U.K. Bribery Act) および海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)など、適用されるすべての国内および国際的な汚職防止法、規制、および基準を遵守するものとします。

サプライヤーは、不当・不適切な恩恵を得るために、いかなる公務員や民間法人または個人の相手先に賄賂を提供するまたは受領する行為や、その他不適切な支払いなどをしてはならず、また、そのような行為を防止するための適切なポリシー、プロセス、および手順を備えるものとします。

サプライヤーは、ナチュラ・アンド・コーとの契約履行に関連し、不適切な行為を構成する可能性のある行為または状況を知っている又は疑う場合、直ちにナチュラ・アンド・コーに通知することに同意するものとします。

サプライヤーは、情報を正確かつ誠実に記録・報告し、エントリーの隠匿や記録漏れ、虚偽の記録をしないものとします。ナチュラ・アンド・コーは、当社に代わって実施されるサービスに関し、サプライヤーの帳簿および記録に合理的にアクセスする権利を有するものとします。ナチュラ・アンド・コーは、監査を補助するために監査法人などの第三者を利用することができるものとします。

詳細については、ナチュラ・アンド・コー・グループ (Natura &Co Group) の腐敗防止ポリシーを参照してください。

マネーロンダリング防止法の遵守

サプライヤーは、適用されるすべての国内および国際的なマネーロンダリング防止法、規制、および基準を遵守するものとします。そのため、サプライヤーには、マネーロンダリング活動のリスクを軽減し、潜在的に関連する可能性のある不正行為を特定し、阻止する適切な手順を実施することが期待されます。

経済制裁または商業制裁法の遵守

サプライヤーは、適用される輸出入管理法、および貿易禁止または経済制裁の対象となる国に所在する法人および個人との取引を制限する法律を含む、すべての貿易および経済制裁法を厳格に遵守するものとします。サプライヤーは、包括的な貿易または経済制裁の対象となる国の製品または材料をナチュラ・アンド・コーに供給しないものとします。

詳細については、ナチュラ・アンド・コー・グループ (Natura &Co Group) の貿易制裁方針を参照してください。

公正な競争

サプライヤーは、適用されるすべての国内および国際的な独占禁止法、規制、および貿易規則を遵守するものとします。サプライヤーは、価格操作、談合、パッシングオフ、入札の共謀、譲渡、不公正な競争、その他の違法な活動、不公正または非倫理的な商慣行に関与しないものとします。

土地および不動産の権利

サプライヤーは、該当する場合、すべてのコミュニティの自由意思による、事前の十分な情報に基づくの同意を得て、土地と不動産を取得するものとします。サプライヤーは、土地や資源への従来のアクセスを維持し、コミュニティや先住民の権利を尊重するものとします。

ナチュラ・アンド・コーは、サプライヤーが地域社会と緊密に協力して、地域社会とその生産活動を改善するプロジェクトおよび戦略を実施することを奨励しています。サプライヤーは、事業を行う地域社会と良好な関係を構築し、プラスの影響をもたらす方法でビジネスを行い、責任を示すものとします。

ギフト、贈答品およびその他のオファー

ナチュラ・アンド・コーおよびサプライヤーとの間のギフト、贈答品、およびその他の申し出など、あらゆる形態の接待またはホスピタリティは合理的な範囲に維持され、正当なビジネス目的を持ち、ナチュラ・アンド・コーの会社方針に準拠するものとします。そのような申し出は、いかなる状況においても、意思決定に影響を与えることを意図するものであったり、そう思わせるものであったりしてはならないものとします。

サプライヤーまたはその代理人は、公務員、公的機関や政党を含め、ナチュラ・アンド・コーに代わってギフトや贈答品、またはその他の種類の申し出を行ってはならないものとします。また、不適切な利益または便宜を得ることを目的でナチュラ・アンド・コーに代わっての寄付や後援も禁止されています。

詳細については、ナチュラ・アンド・コー・グループ（Natura &Co Group）の腐敗防止ポリシーを参照してください。

NATURA &CO との関係

品質、コンプライアンス、対応

サプライヤーは、ナチュラ・アンド・コーに製品とサービスを提供するため、契約上の義務によって要求される品質、安全性、仕様やその他基準並びに国内および国際的な法律および規制に準拠した適切なプロセスが整っていることを保証するものとします。サプライヤーは、従業員の健康や安全を損なうことなく、製品とサービスが相互に合意された納期内に確実に提供するために適切なプロセスや手順を整備するものとします。

利益相反

サプライヤーは、下記に定める通り、ナチュラ・アンド・コーおよびサプライヤーの関連社員との間において親族関係を含み、これらに限定されず、なんらかのオーナーシップ(ownership) または金銭的利益が存在する場合、また、ナチュラ・アンド・コーまたはサプライヤーの関連社員の 1 人、およびサプライヤーまたはサプライヤーの関連従業員がナチュラ・アンド・コーのグループ会社および/または競合他社のいずれかにオーナーシップ(ownership) の関係がある場合、その既知または合理的に既知であると予想される) 状況を報告するものとします。

サプライヤー、商業契約により生じた新たな利益相反、およびナチュラ・アンド・コーとの相反する関係の結果として直接的または間接的に得られた不当な利益を迅速に報告するものとします。

そのため、関連社員とは、ナチュラ・アンド・コーおよびサプライヤーとの関係またはナチュラ・アンド・コーの市場におけるポジションに影響を与える可能性のある商取引契約またはその他契約の作成または履行に貢献する役割を持つ役員、取締役、従業員、代理人、またはコンサルタントが含まれます。

下請けおよび責任ある調達

ナチュラ・アンド・コーは、サプライヤーが自社のサプライヤーと下請け業者の選択にデューデリジェンスを実施し、サプライチェーン全体に責任ある調達基準が適用されることを期待します。特に、サプライヤーは、違法行為、人権侵害、環境破壊またはテロに関係する法人または個人に原材料または部品を提供してはならないものとします。サプライヤーは、この文書の原則を自社のサプライヤーおよび下請け業者に周知するものとします。サプライヤーは、この規範の原則を自社のサプライヤー契約に組み込み、さらにこの規範の要件である労働慣行、サステナブル、エシカルおよびインテグリティ、品質とコンプライアンスに関する

コミットメントが、自社の責任下にあるサブサプライヤー、下請け会社、臨時労働者などの派遣会社を含むサプライチェーン全体に適用されることを保証する手順を備えているものとします。

サプライヤーは、ナチュラ・アンド・コーの書面による事前の同意なしに、製品の製造またはサービスの提供を下請けに出してはならないものとします。

代理店・間接従業員

サプライヤーは、現地の法律に従って、代理店および間接従業員を保護するための適切なデューデリジェンスプロセス（労働条件、健康と安全の提供、給与及び手当、差別の禁止、宿泊施設（寮）および苦情処理制度の利用などに関するものを含む）を実施するものとします。従業員が雇用を確保するために雇用料を負担することなどがあってはならないものとする。

ナチュラ・アンド・コーの資産および資源の保存と適切な使用

サプライヤーは、ナチュラ・アンド・コーの資産および資源が物質的であろうと知的であろうとも、適切な使用に関して従業員の教育訓練を行い、モニタリングするものとします。ナチュラ・アンド・コーのロゴ入りの素材の使用は、ナチュラ・アンド・コーとサプライヤー間の契約で定義された目的に制限されます。ナチュラ・アンド・コーの電子システムおよびデバイスにも同様の条件が適用され、ゲームや違法なコンテンツの交換、またはその他の不適切な目的には使用しないものとします。

ナチュラ・アンド・コーのブランドおよび知的財産

サプライヤーは、ナチュラ・アンド・コーのブランド、商標、著作権、特許、工業デザインに関する知的財産権および機密情報や特権情報の使用に関して適用されるすべての国内法および国際法、規制、基準を遵守するものとします。その点において、サプライヤーは、リスクを軽減し、これらの問題に関連する可能性のある違反を特定・阻止するための適切な手順を備えていなければならないものとします。

ナチュラ・アンド・コー・ブランドの一貫性と戦略的情報の機密性を確保するため、サプライヤーはナチュラ・アンド・コーの書面による事前の同意なしに、自社の事業とナチュラ・アンド・コーのブランド、適用商標または登録商標やドメイン名、さらに、ナチュラ・アンド・コーが所有するその他の特徴的な標識などを、広告、マーケティングキャンペーン、インタビューやその他コミュニケーションを介して公に関連付けられないものとします。

ナチュラ・アンド・コーの情報およびデータ保護

サプライヤーは、ナチュラ・アンド・コーがプライバシーを基本的人権¹³と見なし、個人データの保護および保護するためのプロセスと有効な慣行があることを認識しているものとします。サプライヤーは、ナチュラ・アンド・コーおよびサプライヤーに適用されるべくすべてのプライバシー、データ保護、およびサイバーセキュリティに関する法律を遵守する必要がある、ナチュラ・アンド・コーがそのような適用法に違反する原因となる行為・不作為をしてはならないものとします。

サプライヤーは、ナチュラ・アンド・コーの情報セキュリティおよびデータプライバシー要件に従ってプライバシーおよびセキュリティプログラムを維持し、それには、専有または保護された機密情報を含むデータの誤用、侵害、損失、改ざんや不正開示、取得またはアクセスを防止するための技術的・組織的対策が含まれるものとします。

サプライヤーがナチュラ・アンド・コーに代わって個人データを処理している限り、ナチュラ・アンド・コーデータ処理ポリシーにのみ従って処理し、必要に応じてサプライヤーと共有するものとします。サプライヤーは、個人データを収集している限り、当社がサプライヤーと共通の管理者または独立した管理者となる旨を、関係する各個人に対してデータ処理通知を提供し、合法的な方法でデータを収集することに同意する

¹³ 国連（UN）ユニバーサル：

https://www.ohchr.org/EN/UDHR/Documents/UDHR_Translations/eng.pdf

ものとします。サプライヤーは、ナチュラ・アンド・コーの事前の同意なしに、ナチュラ・アンド・コーがアクセスまたは開示した情報を、自社の利益または第三者の利益のために使用してはならないものとします。

さらに、サプライヤーは、ナチュラ・アンド・コーの情報セキュリティポリシーに準拠するために、個人データ保護対策を採用するものとします。

詳細については、ナチュラ・アンド・コーのプライバシーポリシーおよび情報セキュリティポリシーを参照してください。

利害関係者の関与

ステークホルダーのエンゲージメントは、パートナーと協力してビジネスを行う上で重要な要素です。私たちは定期的に利害関係者と協力して、サプライチェーンの運営と潜在的な影響に関する見解の理解に努めます。

また、サプライヤーには、サステナビリティおよびステークホルダーのエンゲージメントの進展を継続的に改善することが期待されます。ナチュラ・アンド・コーは、サプライヤーが地域社会と緊密に協力し、事業の環境的・社会的影響に関して地域社会の権利が尊重されるよう、地域社会とそこに住む人々の生活を改善するプロジェクト・戦略の実施を奨励しています。

モニタリングと報告

モニタリングおよび報告の責任は、サプライヤーの上級レベルの代表者に割り当てられ、ナチュラ・アンド・コーの要請に応じて、自己評価を実施し、この規範の遵守を確認し、ナチュラ・アンド・コーの主要な指標に関するパフォーマンスデータを開示し、その報告が真実で正確であることを保証するものとします。

サプライヤーは、適用法およびこのサプライヤー行動規範を確実に遵守するために、適切な社内ビジネスプロセスおよびポリシーを開発・実施し、当社の要求に応じてこの規範へのエンゲージメントを示すことができるものとします。

サプライヤーは、この規範に違反している状況を特定した場合、タイムリーにナチュラ・アンド・コーに通知し、各ケースの評価においてナチュラ・アンド・コーを支援するものとします。サプライヤーは、従業員が善意の懸念を報復の恐れなく表明できるようにするプロセスの実施を保証するものとします。

さらに、この規範への違反している状況が内部または外部の監査、評価、検査、または調査によって特定された場合、ナチュラ・アンド・コーはサプライヤーに是正計画または修復計画の実施を要求する場合があります。計画の作成はナチュラ・アンド・コーと連携して行い、合理的な実施スケジュールを含めるものとします。サプライヤーは、是正計画の一部となる際には、独自に必要な是正努力を行うものとします。サプライヤーが是正計画で設定された条件に従わない場合、ナチュラ・アンド・コーはビジネス関係を制限または終了することができるものとします。

ナチュラ・アンド・コーは、この規範または是正計画で設定された条件の遵守を評価するために、サプライヤーの施設において検査（監査）を実施し、関連する記録またはその他の関連情報を要求する権利を有するものとします。このような検査は、（a）慎重に実施する。（b）サプライヤーの業務の重大な混乱を回避するため、最善の方法で取り組む。（c）違反が見つからなかった場合、ナチュラ・アンド・コーが負担するが、違反が見つかった場合は、サプライヤーが費用を負担する。（d）検査の目的に関係のないナチュラ・アンド・コーの競合他社に関する機密情報をサプライヤーが提供するよう要求しない。（e）サプライヤーと利害関係のない、個人、従業員、またはナチュラ・アンド・コーの代理人によって実施される。検査は定期的または非定期的に行われるものとします。定期検査は次の通り実施するものとします。（i）30 日前の書面による通知を要する。（ii）年に 1 回に制限する。（iii）営業時間内に実施する。ナチュラ・アンド・コーは、法律または本規範の違反の疑いまたは通報に関し、明白で確かな情報に基づいて正当かつ重大な懸念がある場合、また、そのような懸念の性質を考慮し、サプライヤーに早期に警告することは不適切である場合、通告なく、いつでも非定期検査を実施することができる（上記の[a]から[e]の対象であっても、前 [i]から[iii]の対象とはなりません）。

この規範は、サプライヤーとナチュラ・アンド・コー間の合意、契約、宣言、保証、または保障措置で確立された義務に追加されるものです。

本規範に関する研修

ナチュラ・アンド・コーの裁量により、サプライヤーは、本規範で定められた原則に関連する一般的な研修に参加するものとします。

ナチュラ・アンド・コー エシカル・ホットライン

サプライヤー、その従業員、および下請け業者は、ナチュラ・アンド・コーとの関係に関連する法律違反や本規範の原則に対する不正など、なんらかの疑いがあった場合、ナチュラ・アンド・コーエシカル・ホットラインにその懸念を表明し誠意をもって報告することが期待されます。

エシカル・ホットラインは独立した第三者によって運営され、すべての報告の安全性と機密性を保証するものとします。ナチュラ・アンド・コーは、客観的かつ独立して調査を実施し、機密性を保持するため、知る必要性がある場合のみ情報が共有されるものとします。ナチュラ・アンド・コーはいかなる種類の報復も許しません。

ナチュラ・アンド・コーは、適切であると判断した場合、適用される法律に従って、調査結果をサプライヤーと共有する場合があります。

エシカル・ホットラインに関する情報は、ナチュラ・アンド・コー社のウェブサイト¹⁴で検索することができます。

同意・コミットメントの条件

私は、ナチュラ・アンド・コーのサプライヤーグローバル行動規範を受領したことを宣言し、その内容を読んで理解した上で、本規範に含まれる規則に同意し、ナチュラ・アンド・コーとの関係において本規範の原則に従うことを約束します。

私は、本規範で確立された原則に反するなんらかの行為または状況があった場合、当事者間契約の監督として指定された担当のナチュラ・アンド・コー専門家および/または、ナチュラ・アンド・コーエシカル・ホットラインに報告することを約束し、その責任を負います。

現時点において、下記の該当欄に記載されている場合を除き、ナチュラ・アンド・コー・サプライヤーグローバル行動規範に含まれる規則と矛盾する可能性のある状況、またはそれに違反する状況については認識していません。

最後に、起こりうる対立について、次の場合は遅滞なく報告します。

サプライヤーがパブリックセクターの企業または公共機関への製品の供給またはサービスの提供に関与している場合。

サプライヤーまたはその法定代理人、経営者、コンサルタントなどが汚職、贈収賄、詐欺、マネーロンダリング、人権侵害、または適用される環境法や規制に係る調査または訴訟（民事、刑事、または規制）の被告となった場合の、その調査または訴訟に関するあらゆる関連情報。

本行動規範で定められている、潜在的または実際の利益相反があった場合。

その他の行動規範の違反があった場合。

日付： _____

署名（自署）： _____

¹⁴ <https://secure.ethicspoint.com/domain/media/en/gui/25063/index.html>

Natura &co

会社名： _____

署名者氏名： _____

署名者役職： _____